

(別記三)

要求書

吾等星爭議團ハ大會ノ名ニ於テ左ノ各項ヲ決議要求ス

一山口芳雄ノ解雇取消ヲスルコト

二三浦トシ江ノ退職手當金支給ニ對シテハ社員内規ヲ以テ充當スルコト

一爭議團貸ノ持ツ台爲信託預金ヲ現金ヲ以テ即時支拂フコト  
一供託金受取りニ關シテハ全費用ハ會社ニ於テ負担スルコト

昭和五年七月四日

星爭議團

星製藥株式會社  
社長 星一殿

(別記三)

第一項 承認 明日より調査の上事實ならは之を認む  
第二項 事實不明に付調査の上事實ならは之を認む  
五日午後三時迄調査解答す

第三項 七日中に社長と協議の上回答す

第四項 御希望に副小様努力す 第三項に同じ

右の解答日七月四日爭議團代表の要求に對し各重反協議の上回答候  
に付さ必ず実行仕る可く后日為念覺書作製候也

昭和五年七月四日

取締役

大西元次郎

渡部熊吉

藤田信吉

吉行吉

星爭議團御中